



2013 春 号

発行

和歌山県消費生活センター
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
TEL 073-433-1551

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ <http://www.wcac.jp/>

5月 は 消費者月間 です！

～みんなで守ろう ぐらしの安心～

県では、消費者月間事業の一環として、テレビやラジオでお馴染みの角淳一さんと生活経済ジャーナリストのいちのせかつみさんをお招きして、講演会を開催します。

私たちのぐらしと切っても切れない関係にあるお金について、一緒に楽しく学んでみませんか。

消費者月間・金融経済講演会

すみ 角さんに聞く! 笑って楽しく生きていく ～転ばぬ先のお金学～

入場
無料
手話通訳
あります



フリーアナウンサー 角 淳一氏

- 【開催日時】 平成25年5月18日(土)
13:30～15:40
- 【開催場所】 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 4階ホール
和歌山市北出島1丁目5-47
(和歌山ビッグホエール北側)
- 【定員】 先着250名(事前申込要)
※「参加証」を郵送します。
- 【申込方法】 ①郵便番号・住所 ②氏名 ③電話番号
④参加人数 を記載して、ハガキまたは
FAXでお申込み下さい。

いちのせ かつみ氏
との対談もあります



生活経済ジャーナリスト
いちのせ かつみ氏

【お申込み・お問い合わせ先】

和歌山県金融広報委員会 (県消費生活センター内)

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904

貴金属などの「訪問購入（押し買い）」に規制

～ 特定商取引法 平成25年2月21日改正 ～

「自宅に押しかけた業者に貴金属を強引に買い取られた」「夜間、しつこく貴金属を売るよう迫られた」「貴金属を売った後、返してもらおうと連絡すると、もう溶かしてしまったと言われた」など、突然自宅を訪れる貴金属等の買い取りサービスに関する相談が全国の消費生活センターに多数寄せられました。

これを受け、今回の特定商取引法の改正により、訪問販売や電話勧誘販売と同じように、『訪問購入（いわゆる押し買い）』について勧誘方法などが規制されることになりました。



改正のポイント



1. 飛び込み訪問による勧誘の禁止など

- ・ 売り主たる消費者からの依頼がない飛び込みでの勧誘は禁止
- ・ 消費者から査定（見積依頼）の訪問要請を受けた場合も、買い取りを勧誘することは禁止
- ・ 消費者が断った場合は、再度勧誘することを禁止

2. 契約書面の交付が義務に

- ・ 物品の種類、価格、物品の引渡時期等、契約内容を明確にする事項を記載した書面が交付されます。

3. クーリング・オフが可能に

- ・ 業者から契約書面を受け取ってから8日間は、無条件で契約の解除ができます。
- ・ クーリング・オフ期間中は、業者に物品の引渡を拒むことができます。

※ただし、以下の5品目は規制の対象になりません。

自動車（二輪を除く）
家具
大型家電
本・CD・DVD・ゲームソフト
有価証券



知って得する「トクQちゃんクイズ」

国産牛は日本のみで育った牛と思いがちですが、外国で育った牛も国産品となる場合があります。次のような場合、国産品はどれでしょう？

- ① A国で12カ月、国内で10ヶ月育った
- ② A国で8カ月、B国で10カ月、国内で9カ月育った
- ③ A国で8カ月、B国で9カ月、国内で10カ月育った

（答えはどこかにあるよ）

気をつけて! 話しが違う通信回線の電話勧誘

「電話で通信回線の勧誘を受け、安易に返事をしたら、契約が成立していた」というケースが増えています。口頭でも契約は成立しますので、注意しましょう。

【相談事例1】安くなると言われたが、実際は違っていた

電話通信会社の代理店から「インターネットを光回線にしないか」と電話があった。「今ならキャンペーン中なので、工事費無料、月々の電話料金も安くなります。」としつこく勧誘され、電話で了承し、工事日を決めた。しかし、後日送られてきた契約書を見ると、むしろ高くなることがわかり、代理店に断りの電話をかけたが、すでに契約は成立していると断られた。

【アドバイス】

★光回線をはじめとする電気通信サービスは、「電気通信事業法」により、特定商取引法の適用除外となっています。電話勧誘であってもクーリングオフの適用はありません。

また、電話で「契約する」と伝えただけでも契約は成立しています。

★代理店の強引な勧誘があった場合、電話通信会社によっては、工事日前なら解約に応じる場合もありますので、解約希望なら早急に電話通信会社に連絡するのがいいでしょう。



【相談事例2】解約したら、違約金を請求された

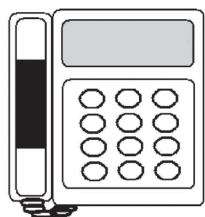
電話通信会社の代理店から電話で「料金が安くなる」と言われ、現在の契約に付加して、割引サービスとの契約をした。その後、他社の電話通信会社へ乗り換えたところ、違約金が発生した。

【アドバイス】

★月額料金が割安になるプランで契約した場合、解約時に違約金がかかることがあります。

(例：割安になるかわりに、2年間継続しなければならず、中途解約には違約金がかかる等)

電話ではキャンペーン中などとメリットばかりが強調され、利用条件について説明がなかったり、あったとしても電話の説明だけでは、理解できない場合がありますので、電話では即答せず、書面で説明を受けるなどし、慎重に検討することが大切です。



和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

知るぽると

“金融学習グループ”を募集しています！

金融学習グループは、暮らしに身近な金融経済や生活設計などをテーマに自主的に学ぶためのグループです。気の合った仲間同士で勉強してみませんか？



金融広報アドバイザーを講師として派遣するほか、各種資料の提供や活動に必要な経費を一部助成するなど活動を支援します。

- ◇人数は、原則として15名以上とします
- ◇活動計画を作成の上、最低年6回の学習会を開催
- ◇設定期間は、原則1年間（活動実績に応じて3年間まで延長可）
- ◇活動経費を一部助成（使途制限あり）



<学習テーマ> 例えば・・・

- ・子どもの健全育成と金銭教育
- ・金融商品の見分け方
- ・多重債務の問題点と対処法
- ・悪質商法の被害に遭わないために
- ・住宅ローンの基礎知識
- ・医療、生命保険制度のイロハ
- ・高齢化社会に向けての生活設計
- ・家計簿記帳の必要性
- ・資産運用の基本的な考え方

詳しくは、和歌山県金融広報委員会事務局（073-426-0298）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
ご相談・お問い合わせは
お近くの市町村
消費生活相談窓口か
県消費生活センターへ
(相談は無料です)

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時
(土・日・祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

【開設時間】 午前10時～午後4時
TEL 073-433-1551

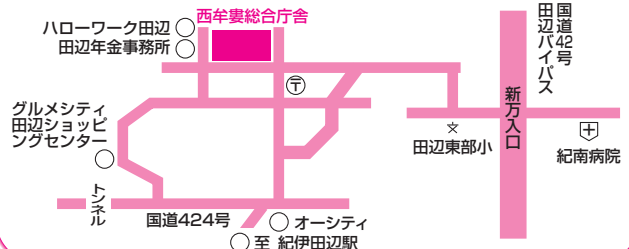
和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943



和歌山県消費生活センター

和歌山県消費生活センター

和歌山県消費生活センター